

貨物の輸出入に際して行う検査に用いられる臭化メチル
(経済産業大臣の二号承認を受けなければならない者が
輸入するものを除く。)の輸入に関する確認について ②

輸入注意事項 7 第 8 号 (7.2.15)

改正①輸入注意事項12第151号 (12.12.26) ②輸入注意事項14第 50号 (14.11.7)
③輸入注意事項14第 61号 (14.12.10)

上記貨物を輸入しようとする者は、下記により経済産業大臣の確認書の交付を受けてく
ださい。①

記

1 提出書類

- (1) 貨物の輸出入に際して行う検査に用いられるオゾン層を破壊する物質に関するモン
トリアール議定書附属書Eに掲げる物質の輸入に関する確認申請書(別紙様式) 2通
 - (2) 当該貨物の輸入に係る契約書又はこれに類する書類原本及び写し 1通
なお、原本は、照合のうえ返却します。
 - (3) 輸入される貨物が貨物の輸出入に際して行う検査に用いられるものであることを証
する書類 1通
 - (4) 輸入の確認に当たり必要がある場合には、(1)から(3)までに掲げる書類以外の書類の
提出を求めることがあります。
- 2 提出先 ①
経済産業省製造産業局化学物質管理課オゾン層保護等対策室

〔別紙様式〕 ①③

貨物の輸出入に際して行う検査に用いられるオゾン層を破壊する物質に関する
モントリアール議定書附属書Eに掲げる物質の輸入に関する確認申請書

経済産業大臣 殿

申請者名 _____
住 所 _____
電話番号 (担当者名) _____

※確認番号	_____
※確認年月日	_____

追 記名押印 _____
又は署名 _____
資 格 _____
申請年月日 _____

⑦

次の輸入しようとする貨物が貨物の輸出入に際して行う検査に用いられるものであるこ
とについて確認されたく申請します。

I 輸入の内容

関税率表 の番号等	商 品 名	種類又は 規格	数 量	単 価	原 産 地		金 額
					船積地域及 び船積港		
備考							

II その他

輸入しようとする物質に使用済みのも、再生されるもの又は別の別ごとの数量	1. 未使用のもの	
	2. 使用済みのもの	
	3. 再利用されるもの	
	4. 再生されたもの	
組成等商品の内容		
通 関 予 定 年 月		
入 港 予 定 港		
製 造 業 者	住所	
	氏名	
売 渡 先	住所	
	氏名	

上記のとおり確認する。

経済産業大臣の記名押印

資 格

記名押印

(裏面)

※通 関

税関申請番号及び 申告年月日	送 状 数 量	送 状 金 額	許可又は承認月 日及び税関押印